

登録団体各位

渋谷区バドミントン協会

平成29年度渋谷区バドミントン協会登録について、協会会員登録規則に基づき、下記のとおり申請願います。(申請受付期間によって、登録料に違いがあります。)

① 登録申請書に、各人の現住所と電話番号等を記入してください。

在勤者は勤務先住所および、会社名をお書きください。

※H29年度登録より、生年月日は西暦、年齢は4月1日現在の年齢となりますのでご注意ください。

②登録申請書のNo.は登録個人番号となります。

③年度途中の追加登録は、[追加] 登録申請書にて、7月末と12月末の年2回受け付けます。

追加登録の際は、各団体の通し番号で申請してください。

④申請用紙は各団体で控えを取り、確実に保存してください。

⑤H29年度初めて登録いただく方のお名前の前に、※印をお願いいたします。

○審判資格所持者

①毎年日本協会までの登録が必要です。

1年でも未登録の年が有る場合、遡って登録費を収めることが出来なくなり、審判資格は失効となります。

②渋谷区から日本協会迄登録される方は、必ず級と審判資格番号を記入し、現在の正しい住所をご記入の上、年初に日本協会までの登録をお願いします。

登録申請書の中には、以前のデータのまま現住所が変更されていないケースが有り、個別で郵便物を送る際に「転居先不明」で戻ってくる事があります。審判資格保持者各人へ必ず現住所確認の上、正しいデータでの登録をお願い致します。

※注意：

平成26年度より、全日本社会人・全日本シニア大会 東京都予選会出場資格に「3級公認審判員資格」が必須となりました。

出場予定の方で審判資格のない方、また今年度審判検定受験予定の方は、必ず年初の登録をお願い致します。審判検定会要項内受験資格に「既に日本協会登録者」の記載が有り、未登録者は申込みを受付けてもらえません。各クラブ内で、該当者へ年初登録の周知徹底をお願い致します。

記

1. 申請受付期間

(1) 29年度登録 前年度から継続の団体・個人

平成29年2月17日(金)～2月28日(火) 厳守

(2) 29年度 新規登録 団体・個人

平成29年3月18日(土)～3月31日(金) 厳守

※上記期日以降の場合は、原則として7月末・12月末の「追加登録」となります。

2. 申請書類 「平成29年度 渋谷区バドミントン協会登録申請書」によること。

※団体の代表者は、協会登録者に限る。

3. 提出部数 1部

4. 登録料

4月1日までの登録	1人	4月2日以降の登録	1人
① 渋谷区協会（800円）登録のみ	800 円	④渋谷区協会登録のみ	800 円
② 東京都協会（800円）まで登録	1,600 円	⑤東京都協会まで登録（+手数料300円）	1,900 円
③ 日本協会（1000円）まで登録	2,600 円	⑥日本協会まで登録（+手数料300円）	2,900 円

5. 既登録済者による年度途中の上部団体への変更登録料

東京都協会まで追加登録（800円）+（手数料300円）	1,100 円
日本協会まで追加登録（1800円）+（手数料300円）	2,100 円
日本協会のみ追加登録（1000円）+（手数料300円）	1,300 円

6. 登録費の振込み方法 渋谷区バドミントン協会の下記登録用口座へ振込みしてください。

振込みの際にカードの名義人そのままではなく、次のことを必ず入れてください。

- ① 申請団体名
- ② 代表者名（協会登録者に限る）
個人登録者は、「個人」と明記

銀行名	みずほ銀行 新宿中央支店
店番号	066
口座番号	普通 2847151
名義人	渋谷区バドミントン協会

領収書が必要な方には、登録申請書と振込金額を確認後、送付します。

7. 申請書送信先 渋谷区バドミントン協会のHPよりメールに添付してください。

毎回必ずHPの「コチラ」から送信をお願いします。

登録費振込みのメールに次のことを明記のこと。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① <u>団体名</u> | ⑤ <u>金額明細</u> |
| ② <u>振込人名（団体代表者）</u> | ・渋谷区登録人数 及び 金額 |
| または <u>担当者 及び 連絡先</u> | ・東京都登録人数 及び 金額 |
| ③ <u>振込日</u> | ・日バ登録人数 及び 金額 |
| ④ <u>振込金額</u> | |

※協会より受信確認の返信があります。

8. 問合せ先 渋谷区バドミントン協会 杉山 保 TEL 070-6968-2888

以上